

資料

資料1：大学教育の改善について（答申）（抄）

文部省*（平3.2.8）

はじめに

本審議会は、昭和62年10月29日、文部大臣から、「大学等における教育研究の高度化、個性化及び活性化等のための具体的方策について」諮問を受けて以来、多岐にわたる高等教育改革の課題について調査審議を進めている。

このうち、大学教育の問題については、一般教育等の改善、柔軟かつ多様な教育課程・教育組織の設計、学生の学習の充実、大学評価の在り方、生涯学習、国際化・情報化への対応等について調査審議を行うこととし、昭和63年9月には、大学教育部会を設置した。

大学教育部会では、これらの課題について、2度にわたって部会における審議の概要を総会に報告して公表するとともに、関係者からのヒアリングを実施するなど専門的かつ慎重な審議を重ねてきた。

本審議会は、その結果に基づき、さらに総会で審議を行い、このたび、大学教育の改善の方策について結論を得たので、逐次答申の要請に応じ、ここに答申を行うものである。

I 大学教育改善の基本的考え方

1 大学への期待

我が国の大学は、これまで、学術や文化の向上は言うまでもなく、豊かで活力ある社会の形成に様々な寄与をしてきた。今後の流動的かつ不透明な時代においても、我が国が進むべき道を自ら切り開き、あらゆる分野で活力を維持し、世界に貢献していくためには、学術の振興と人材の養成を担う大学の役割がますます重要となってくる。

特に大学教育の観点からは、学術や文化の継承に努めるとともに、学術の進展、技術革新、国際化・情報化の進展、産業構造の変化等に適切に対処し得るよう、カリキュラムの編成、教授内容・方法、教育組織等の不断の点検・改善を図り、社会の各方面で活躍し得る人材の養成、時代の変化や学術の新たな展開に対

応し得る能力の育成に努めることが期待される。

また、国民の意識や生活の多様化、社会人教育のニーズの拡大等に伴い、多様な形態での学習機会を提供することも期待されている。

2 大学教育改善の方向

(1) 特色あるカリキュラムの編成と柔軟かつ充実した教育組織の設計

各大学において、自らの教育理念・目的に基づき、かつ、学術や社会の要請に適切に対応しつつ、特色あるカリキュラムを編成・実施することが、全体としての大学教育を充実させ、社会が求める優れた人材の養成に資することとなる。

また、このためには、必要に応じ、教育組織の柔軟な設計とその充実が求められる。

(2) 学生の学習の充実

① 学生の学習意欲の向上を図り、学習内容を着実に消化させるためには、大学の側において、教員の教授内容・方法の改善・向上への取組み（ファカルティ・ディベロップメント）、授業計画（シラバス）の作成・公表、充実した効果的なカリキュラム・ガイダンスなどを積極的に推進する必要がある。学生の学習の充実を図る観点から、単位制の趣旨を踏まえつつ、その計算方法の見直し、運用面の改善を図ることや学生の学習を適切に評価することも重要である。

このような改善を進める際、初等中等教育の動向や実情に配慮する必要がある。

② 流動的で複雑な社会や学術の新たな展開、さらには国際化・情報化の進展に適切に対応し得る知的・身体的能力の育成が重視されるべきであり、この意味で、自ら考え、判断させる教育、幅広く深い教養及び学問の基礎を重視したカリキュラムの編成、情報処理能力・外国語能力・表現能力等学問の基礎となる能力の訓練等が重要である。

その際、例えばゼミナール形式の授業、ティーチング・アシスタントの活用等により、一方的な知識の伝達にとどまらない双方向的授業が現在以上に重視される必要があり、また、関連する情報処理・語学学習等の施設・設備の整備も重要であ

* 大学審議会

る。

- ③ さらに、今後一層増加することが見込まれる留学生や様々な履修形態による社会人学生等の教育についても、それぞれの事情に応じたきめ細かな配慮が必要となる。

- ④ また、大学生活全体を通じ、学生の心身の健康の保持・増進に一層努めることが重要である。学生の学習活動や快適な学生生活への配慮という観点から、大学の学習環境の整備を進めることも重要であり、このため、附属図書館の機能の充実、体育館を始めとするスポーツ施設や福利厚生施設等の整備が一層重視される必要がある。

(3) 一般教育と専門教育の改善

- ① 一般教育の理念・目標は、大学の教育が専門的な知識の修得だけにとどまることのないように、学生に学問を通じ、広い知識を身に付けさせるとともに、ものを見る目や自主的・総合的に考える力を養うことにあり、入学してくる学生や諸科学の発展の現状から見て、このような理念・目標を実現することが一層必要となっている。

現状では、改善・工夫の努力が行われているが、一般教育の理念・目標と授業の実際との間には、しばしば乖離が見られ、専門教育との関係でも、有機的な関連性が欠如している傾向も見受けられる。

このような一般教育の理念・目標が大学教育全体の中で実質的、効果的に実現されるよう、カリキュラム及び教育体制の改善が求められている。

- ② 専門教育のカリキュラムについても、各専門分野の研究の進展、学際領域への展開、社会の多様化・複雑化等に対応して、内容の現代化、国際的な水準の維持、専攻領域の広がりが求められている。

(4) 多様な学習機会の提供

大学の生涯学習機関としての役割の増大に伴い、大学教育へのアクセスの多様化や授業の履修形態の柔軟化を図るなど、多様な学習機会の提供に努めることが重要になっている。

3 大学教育改善の方策

大学教育の改善は、基本的には、それぞれの大学の自主的な努力によって実現されるものであり、大学が自己革新のエネルギーをいかに発揮し、自己をいかに活性化し得るかが重要な課題となっている。

このためには、各大学が自由で多様な発展を遂げ得るよう大学設置基準を大綱化するとともに、自らの責

任において教育研究の不断の改善を図ることを促すための自己点検・評価のシステムを導入する必要がある。また、財政上の措置に格段の努力を払う必要がある。

(1) 大学設置基準の大綱化

- ① 大学教育改善への努力を促進するためには、我が国の大学教育の枠組みを規定している大学設置基準を可能な限り大綱化し、個々の大学がそれぞれの理念・目的に基づき、自由かつ多様な形態で教育を実施し得るようにする必要がある。

大学として共通に備える必要がある基本的な枠組み以外の事項については、法的規制は行わず、各大学が学則等において自主的に定め得るようにすることが望ましい。

その際、大学教育の多様な設計と大学としての水準の維持という点を考慮に入れると、教育内容等に関わるいわゆるソフト面については、できるだけ各大学の自主性に委ねる方向が望ましく、校地・校舎の必要最低面積や必要最低専任教員数等のいわゆるハード面については、原則として、定量的に規定し、最低の水準を担保する方向が適当である。

- ② 設置基準の大綱化に伴い、大学の自主的団体や学会等によって、各大学が参考とし得るような学部教育のハンドブックや内容に幅を持たせた学則の準則等が提供されることが有益であると考えられる。

これらの指針は、教育内容等については専門分野別に作成され、かつ、学問の進展等に応じ、不断に改訂されることが期待される。

- ③ 大学設置基準の大綱化によって、大学の水準の低下や大学らしからぬ大学の出現を懸念する指摘がある。このことは、アクレディテーション的な評価システムが将来とも我が国で適切に機能するかどうかとの懸念とも関連している。

確かに現在の設置基準は、大学の発展の初期段階において、その水準の維持向上に一定の役割を果たしてきたが、今や先進諸国に伍して新たな世界を切り開いていく立場にある我が国が、今後の不透明な時代においていろいろな試みを行いながら教育研究の発展を図っていくためには、枠組みとなる基準は可能な限り緩やかなほうが望ましいと考えられる。

大学に対する社会や国民の期待、大学の社会的使命等に照らし、今後とも、大学の水準の維持には、基準上も十分配慮する必要があるが、大学の

水準の維持は、何にもまして大学の自覚によるものであり、また現実には、社会もいろいろな観点から大学を評価しているのも事実である。大学や社会の良識に期待するものである。

- ④ 大学設置基準の大綱化の趣旨を実現するためには、大学・学部等の新增設・改組転換等に対する大学設置・学校法人審議会の設置認可の審査の在り方についても、大学としての水準の確保という設置認可の重要な機能に留意しつつ、多様な発展のための創意に十分配慮した対応が求められることとなる。今後、大学設置・学校法人審議会において、以下のような方向で、大学設置基準の大綱化に対応した審査の在り方について具体的に検討することが期待される。

ア、定性的な内容を中心とする総則的な審査内規を設け、審査の基本的な観点を明らかにするとともに、その他の個別事項について、今後、審査の実績を積み上げていくことにより、判断の目安を形成していくこと。

イ、現在の審査内規については、新しい大学設置基準に照らして見直すとともに、今後も、これらの内規が固定的なものとならないよう、定期的に見直しを行うこと。

ウ、既存の大学の改組転換に関しては、審査の弾力性に配慮すること。

エ、今後は申請内容の一層の多様化が予想されるので、特に設置構想やカリキュラムについて、適切な審査を行うことができるよう、例えば、当面、新たな審査段階を設けるなど、そのための審査体制を整備すること。

(2) 大学評価のシステム

① 大学が、教育研究活動の活性化を図り、質の向上に努めるとともに、その社会的責任を果たしていくためには、不断の自己点検を行い、改善への努力を行っていくことが必要である。

② 大学の評価については、各大学自身による自己点検・評価が基本であり、また、我が国の現状にかんがみると、まず、自己点検・評価のシステム・習慣を定着させることを第一に考える必要がある。

③ 自己評価をより効果的に実施するためには、例えば、アメリカ合衆国におけるア krediteーション・システムのように、大学団体等が各大学が実施した自己点検・評価の検証を行い、客観性を担保することも望ましい方法である。この意味に

おいて、大学基準協会がこれまでの経験を踏まえて、このようなシステムを構築するなど積極的な役割を果たすことが期待される。また、国公私立の大学団体や学会等においても、それぞれの立場で一定の役割を果たすことが期待される。

(3) 財政措置

大学教育改善への取組みを奨励し、実効あらしめるためには、適切な財政上の措置が必要となる。

高等教育財政については、その充実のため、種々の努力がなされてきたとはいえ、近年における国の厳しい財政事情を反映し、教育研究の維持・発展の上で深刻な状況にあると言える。我が国の高等教育に対する公財政支出は、先進諸国に較べ国全体の経済規模から見ても十分なものではなく、関係当局においては、大学の実情を踏まえ、高等教育財政の充実に努力することが望まれる。

また、各大学においても、国公私立の別等それぞれの実情に応じ、大学教育の改善を進める上で必要な財政的努力を行うことが望まれる。

II 主要事項について

1 大学設置基準の大綱化等について

(省略)

2 大学の自己評価について

(1) 自己評価の必要性及び制度化

大学は学問の府として自律的な教育研究が保障され、その創意によって常に教育研究水準の向上に努めることが社会的に期待されている。

大学が、教育研究水準の向上や活性化に努めるとともに、その社会的責任を果たしていくためには、不断の自己点検・評価を行い、改善への努力を行っていくことが重要であり、このため、大学設置基準において、各大学自身による教育研究活動についての自己評価に関する努力規定を定めることが適当である。

(2) 自己評価の実施方法

① 自己評価の実施に当たっては、まず、現在行われている教育研究活動等について自己点検を行い、現状を正確に把握・認識することが重要である。その上で、自己点検の結果を踏まえ、改善を要する問題点、積極的に評価すべき特色、今後の方向等、自己評価を行うことが望ましい。

② また、不断に自己点検の項目・方法やこれに対する評価の在り方に関する検討を行いつつ、逐次、実施方法の改善を図っていくという段階的な進め方が効果的であると考えられる。

③ 評価は、一定期間ごとに行い、その間でも、データの収集・分析等を行いつつ、適宜必要な事項についての点検・評価を行うことが望ましい。

④ なお、自己点検の項目や評価の在り方については、それぞれの大学自身が自主的に設定し、実施することが基本であるが、その際の参考となるマニュアルやデータ等を大学団体や学会等が作成し、提供することが望まれる。

(3) 自己評価の実施体制

自己点検・評価を適切に実施するため、例えば、全学的な自己点検・評価のための組織を設けるとともに、学部等の部局ごとに自己点検・評価を行うための委員会を設けるなど、各大学の実情に応じ、自己評価の実施体制を整えることが望ましい。

(4) 自己評価の結果の活用

① 各大学において、自己点検・評価の結果を大学の充実向上に実際に結び付けていくための方策について、検討し、具体化を図っていくことが重要である。

② 大学評価を実施する趣旨には、大学自身の改善努力を促進することにとどまらず、大学に対する社会の期待に応えるという趣旨も含まれており、できるかぎり点検・評価の結果を公表することが望ましい。

③ また、②に関連して、大学に対する社会の理解を求める等の趣旨から、大学の教育研究活動の実情等を、それぞれの大学において公表することが重要であり、その促進が望まれる。このため、自己点検・評価の内容を活用して、各大学が何らかの方法（年次報告書等）で一般向けに教育研究活動の状況を公表することも一つの方法であると考えられる。

(5) 自己評価項目

自己点検・評価の項目としては、例えば、別紙のような項目が考えられる。

なお、別紙の項目は例示にすぎず、各大学において実際に自己点検・評価を行う際は、国公私別の別や専門分野の別、新設・既設の別等の実情に応じ、各大学の理念・目的をいかに実現するかという観点から、各大学の判断により適切な項目が設定されることが望ましい。

大学の自己点検・評価項目（例）

◇教育理念・目標等

- 大学（学部）の教育理念・目標の設定
- 教育理念・目標の点検・見直し
- 大学（学部）の将来構想
- 教育研究の活性化・充実のためのこれまでの取り組み etc.

◇教育活動

（学生の受け入れ）

- 学生募集・入学選抜の方針・方法
- 学生定員充足状況（志願者数、合格者数、入学者数、在学者数等）
- 編入学の方針と状況 etc.

（学生生活への配慮）

- 奨学金制度（大学独自の奨学金、企業等からの奨学金等）、授業料減免の状況
- 学生生活相談
- 課外活動 etc.

（カリキュラムの編成）

- カリキュラムの編成方針と教育理念・目標との関係
- 一般教育の内容とカリキュラム全体における位置付け
- 外国語教育の内容とカリキュラム全体における位置付け
- 保健体育の内容とカリキュラム全体における位置付け
- 専門教育の内容とカリキュラム全体における位置付け
- カリキュラムの編成及び見直しの方法・体制 etc.（教育指導の在り方）
- 各授業科目ごとの授業計画（シラバス）の作成状況

- カリキュラム・ガイダンスの実施状況
- クラスの大きさ、編成方法
- 教員1人当たりの授業時間数
- 各授業科目担当者間での授業内容の調整
- 演習・実験等の実施状況
- 視聴覚教育の実施状況
- 他学科、他学部聴講の方針と状況
- 転学部、転学科の方針と状況
- 他大学との単位互換の方針と状況

- 進級状況（留年、休学、退学）
（教授方法の工夫・研究） etc.
 - 教授方法の工夫・研究のための取り組み
 - 教員の教育活動に対する評価の工夫（学生による授業評価等） etc.
 - （成績評価、単位認定）
 - 成績評価、単位認定の在り方・基準 etc.
 - （卒業生の進路状況）
 - 卒業生の就職状況
 - 学部卒業生の大学院への進学状況 etc.
- ◇研究活動
- 構成員による研究成果の発表状況
 - 研究誌の発行状況と編集方針
 - 共同研究の実施状況
 - 研究費の財源（学外からの資金の導入状況、科学研究費補助金の採択状況等）
 - 研究費の配分方法
 - 学会活動への参加状況 etc.
- ◇教員組織
- 専任教員・非常勤講師の配置状況
 - 教育補助者、研究補助者の配置状況
 - 出身大学の構成
 - 年齢構成
 - 採用、昇進の手順・基準
 - 教員の兼職の方針と状況
 - 教員人事についての長期計画 etc.
- ◇施設設備
- 施設設備の整備・運用状況
- 図書館の利用状況
 - 学術情報システムの整備・活用状況 etc.
- ◇国際交流
- 留学生の受け入れ状況（受け入れ数、奨学金、宿舍等）、指導体制
 - 在学生の海外留学・研修の方針と状況
 - 教員の在外研究の方針と状況
 - 海外からの研究者の招致状況
 - 海外の大学との交流協定の締結状況と活用状況 etc.
- ◇社会との連携
- 公開講座の開設状況
 - 社会人の受け入れ（特別選抜制度、特別の履修コース等）
 - 教員の学外活動状況
 - 学外の意見を教育研究に反映させるしくみ etc.
- ◇管理運営、財政
- 教育研究に関する意志決定の方法・体制
 - 事務組織
 - 予算の編成と執行の方針と状況
 - 学外資金の導入状況 etc.
- ◇自己評価体制
- 自己評価を行うための学内組織
 - 教育研究活動等の公表
 - 評価をフィードバックするためのしくみ etc.

資料2：学位制度の見直し及び大学院の評価について（答申）（抄）

文部省*（平3.2.8）

はじめに

本審議会は、昭和62年10月29日、文部大臣から、「大学等における教育研究の高度化、個性化及び活性

化等のための具体的方策について」諮問を受けて以来、多岐にわたる高等教育改革の課題について調査審議を進めている。

このうち、大学院の問題については、大学院制度の弾力化、学位制度の見直し、大学院の量的整備目標の策定、大学院学生の処遇、大学院の認可システムの改

* 大学審議会